○農林水産省告示第千二百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町坂野字峠尻五六三の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字峠尻五六三の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市出石町寺坂字上谷三〇の一、三二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上谷三〇の一・三二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年八月五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井県大野市上打波六〇字鍋ケ谷三の一、三の二、六八字舟ケ洞一四の二、六九字赤谷一一の一、七二字表左三の一、三の二、八二字口中ノ水一の一、九〇字風吹一の一、一の二、一の四、一の五、二、九一字瓶ケ平一の一、二の一から二の三まで、三、九二字白**孝**一の一、一の四、二、九三字福倉二の一、四の一から四の三まで、九四字一ノ瀬二、九七字阿ノ嵐一、二の一、二の二、三、五、九九字鳩ケ瀬一の一、一の二、三の一から三の三まで、一〇〇字三助一の一から一の三まで、二の一から二の三まで、三から五まで、一〇一字白岩一の一、一の三、一の四、一の一から一の三まで、一〇二字鏡谷一の一から一の三まで、一〇三字上**孝**草二の一、三の一、三の二、一〇四字初霜一の一から一の三まで、六、七、一〇五字田刈子一の一七（国有林）、一の一、一の二、一の四、二、三、一〇七字木ノ節一の一三（国有林）、一の二、二、三、一〇九字暮ノ又一の一から一の一四まで（以上四筆国有林）、一の五、一の七、一の八、一一四字殞ケ平一の九から一の一一まで（以上三筆国有林）、一の一から一の三まで、一一三字御用谷一の一、一の二、一二四字保白二から六まで、一三〇字中観音一の三から一の八まで（以上六筆国有林）、一の一、一三三字木ノ助二、三、一三三字中山一の一から一の三まで、二、一三四字栃ノ登一の一、一の三、一の四、二の一から二の四まで、二の一〇、二の一一、二、三、一二五字瀬戸一の一から一の三まで、二、三、一三六字上池ケ島二の一から二の三まで、一三七字道林二の一、二の二、三の一、三の三、四から六まで、一三八字原ノ山一の一、一の四、二、一四六字上中嵐一の一、一の二、一の六、二の一から二の三まで、三の一から三の四まで、一三の一、一四、一四七字大筍一の一、一の二、三の一、三の二、五、一五三字清五左一の一、一の二、一の四、一の五、一五四字小崩一の一から一の四まで、二の一から二の四まで、三から六まで、一五五字小嵐二の六（国有林）、一、二の一から二の三まで、三、四の一、四の二、五の一、五の二、五の四から五の三二まで、一五六字ヒヨビ二の五・二の六・二の九（以上三筆国有林）、一の一、一の二、二の一、二の二、二の三、二の四、二の七、二の八、三から七まで、一五七字又七　一の四・二の五（以上二筆国有林）、一の一、一の二、一の三、二の一、二の三、二の四、三、一五八字出良一の一、一の二、一の四、二、三、一五九字権兵衛一の五・一の六・二の四（以上三筆国有林）、一の一、一の二、一の三、一の四、二の一、二の二、二の三、三の一から三の三まで、四、一〇、一四、一六〇字亥向一の一、一の二、一の三、一の四、一の五、二、一六一字猪ノ谷一の一、一七一字穂黒一の四（国有林）、一の三、一七二字百坪一の九・一の一〇（以上二筆国有林）、一の一から一の八まで、一七三字奥水無一の六から一の八まで（以上三筆国有林）、一の一から一の三まで、一の五、一七四字水無一、二の一から二の六まで、一七五字上白木一の一から一の六まで、一七六字横平一、二の一、二の二、三の一、三の三から三の五まで、四の一、四の二、五、一七七字横草一の一、一の二、二の一から二の三まで、三の一、三の三、六、七、一七八字白木一の一、一の二、二、五、一七九字西ケ平一の一から一の四まで、一八八字土倉一の一、二の一、二の二、三の一から三の四まで、四の一、四の二、五の一、五の二、六の一、一八九字藤兵ヱ白木一の一、一の二、一九二字高士一の二、一九三字シナノ木谷一の一、一の五、二の一、三、四の一、四の三、角野五八字小栃蔵山一の二八（国有林）、一の四から一の六まで、一の一七から一の二二まで、一の二五、勝山市一七〇字奥山一の三六、一の二八、一の四五、一の三八一、一の三八八、一の三九一、一の三九四から一の三九八まで、一の四〇〇から一の四一まで、一の四二七、一の四二八、一の五〇六、一の五一七、一の五二二、一の五三七、一の五八一から一の五八四まで、一の七八六、一の七八七、一の七九四から一の七九八まで、一の八一四、一の八一五、二、一七から二一まで、平泉寺町平泉寺二〇八字藤巻西谷一の二、一の四、二〇九字千束稗田一の一・一の一二・一の一四・一の一五（以上四筆国有林）、一の二から一の五まで、一の八

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年八月五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大分県佐伯市・玖珠郡九重町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

佐伯市・九重町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁並びに佐伯市役所及び九重町役場に備え置いて縦覧に供する。）